

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条の五第二項において準用する同法第五条の三第一項、同法第三十五条から第三十五条の三まで（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、同法第三十六条、同法第八十六条の七第二項（同法第八十七条第四項において準用する場合を含む。）、同法第八十八条第一項において読み替えて準用する同法第二十条第一項及び同法第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一百二十九条」を「第一百二十八条の六」に改める。

第八条の六第一項中「三万四千円」を「三万五千円」に改める。

第一百八条の三第三項中「第六項から第十項まで及び第十五項から第二十項まで」を「第三項、第七項から第十一項まで及び第十六項から第二十一項まで」に改め、「第一百二十八条の五第一項及び第四項」の下に「第一百二十八条の六第一項」を加え、同条第四項中「第六項から第十項まで、第十五項、第十七項」を「第

七項から第十一項まで、第十六項」に、「及び第二十項」を「、第十九項及び第二十一項」に改め、「第四項」の下に「、第一百二十八条の六第一項」を加える。

第一百十二条第一項中「とする」を「（避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であつて、当該居室の床面積、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。）とする」に改める。

第一百十二条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第十七項」を「第十八項」に、「第六項若しくは第九項」を「第七項若しくは第十項」に、「第十項本文若しくは第十五項本文」を「第十項本文若しくは第十六項本文」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三項、第四項、第九項」を「第四項、第五項、第十項」に、「第六項、第九項、第十項又は第十一項本文」を「第七項、第十項、第十一項又は第十二項本文」に、「及び第十二項」を「及び第十三項」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第二号中「第九項

」を「第十項」に、「第十項若しくは第十一項本文」を「第十一項若しくは第十二項本文」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

第一百十二条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、同条第十五項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「（第三項）を「（第四項）に、「第六項」を「第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項ただし書中「第十八項」を「第十九項及び第一百二十二条第四項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十三項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六

項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 主要構造部を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなつてている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一百十三条第一項第四号中「前条第十八項第一号」を「前条第十九項第一号」に改め、同条第二項中「前条第十九項」を「前条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第一百四条第一項及び第二項中「第一百十二条第三項各号」を「第一百十二条第四項各号」に改め、同条第五項中「第一百十二条第十九項」を「第一百十二条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第一百十五条の二第一項第六号中「第一百十二条第十八項第一号」を「第一百十二条第十九項第一号」に改める。
第一百二十一条に次の二項を加える。

4 第一項（第四号及び第五号）（第二項の規定が適用される場合にあつては、第四号）に係る部分に限る。

）の規定は、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることができる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める防火設備で第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第十五項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。

一 特定階を第一項第四号に規定する用途（児童福祉施設等については入所する者の寝室があるものに限る。）に供する場合 法第二条第九号の二〇に規定する防火設備（当該特定階がある建築物の居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、

十分間防火設備）

二 特定階を児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものを除く。）の用途又は第一項第五号に規定する用途に供する場合 戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）

第一百二十三条第一項第四号ただし書中「第一百十二条第十八項第十五項ただし書」を「第一百十二条第十六項ただし書」に改め、同項第六号中「第一百十二条第十八項第二号」を「第一百十二条第十九項第二号」に改め、同条第三項第六号ただし書中「第一百十二条第十五項ただし書」を「第一百十二条第十六項ただし書」に改める。

第一百二十三条の二中「（同条第二項）を「及び第六号イ（これらの規定を同条第二項）に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百二十六条の二第二項を次のように改める。

2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

一 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備での構造が第一百十二条第十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合における当該区画された部分

二 建築物の二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分

第一百二十八条中「一・五メートル」の下に「（階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、九十センチメートル）」を加える。

第一百二十八条の三第二項及び第三項中「第一百十二条第十八項第二号」を「第一百十二条第十九項第二号」に改め、同条第五項中「第一百十二条第六項から第十項まで、第十三項、第十五項」を「第一百十二条第七項から第十一項まで、第十四項」に、「及び第十八項から第二十項まで」を「、第十七項及び第十九項から第二十項まで」に、「第一百十二条第十九項」を「第一百十二条第二十項」に、「第一百十二条第六項中」を「第一百十二条第七項中」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第八項から第十項まで」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第一百二十八条の五第四項中「第一百十二条第十八項第二号」を「第一百十二条第十九項第二号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 前各項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

第五章の三中第一百二十九条の前に次の一条を加える。

（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用）

第一百二十八条の六 居室その他の建築物の部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二〇に規定する防火設備で第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたもの（二以上の階にわたつて区画されたものを除く。以下この条において「区画部分」という。）のうち、当該区画部分が区画避難安全性能を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第一百二十六条の二、第一百二十六条の三及び前条（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項の「区画避難安全性能」とは、当該区画部分のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとし

て国土交通大臣が定める室を除く。以下この章において「火災室」という。)で火災が発生した場合においても、当該区画部分に存する者(当該区画部分を通らなければ避難することができない者を含む。次項第一号二において「区画部分に存する者」という。)の全てが当該区画部分から当該区画部分以外の部分等(次の各号に掲げる当該区画部分がある階の区分に応じ、当該各号に定める場所をいう。以下この条において同じ。)までの避難を終了するまでの間、当該区画部分の各居室及び各居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

一 避難階以外の階 当該区画部分以外の部分であつて、直通階段(避難階又は地上に通ずるものに限る。次条において同じ。)に通ずるもの

二 避難階 地上又は地上に通ずる当該区画部分以外の部分

3 第一項の「区画避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

一次に定めるところにより、火災発生時において当該区画部分からの避難が安全に行われることを当該区画部分からの避難に要する時間に基づき検証する方法

- イ 当該区画部分の各居室ごとに、当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下このイにおいて「当該居室等」という。）の用途及び床面積の合計、当該居室等の各部分から当該居室の出口（当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。）の一に至る歩行距離、当該区画部分の各室の用途及び床面積並びに当該区画部分の各室の出口（当該居室の出口及びこれに通ずる出口に限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ロ 当該区画部分の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するためには要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ハ 当該区画部分の各居室についてイの規定によつて計算した時間が、ロの規定によつて計算した時間

を超えないことを確かめること。

二 当該区画部分の各火災室ごとに、区画部分に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該区画部分からの避難を終了するまでに要する時間を、当該区画部分の各室及び当該区画部分を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下この二において「当該区画部分の各室等」という。）の用途及び床面積、当該区画部分の各室等の各部分から当該区画部分以外の部分等への出口の一に至る歩行距離並びに当該区画部分の各室等の出口（当該区画部分以外の部分等に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ホ 当該区画部分の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該区画部分の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するためには要する時間を、当該区画部分の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ヘ 当該区画部分の各火災室について二の規定によつて計算した時間が、ホの規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

二 次に定めるところにより、火災発生時において当該区画部分からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

イ 当該区画部分の各居室ごとに、前号イの規定によつて計算した時間が経過した時における当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 当該区画部分の各居室についてイの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

ハ 当該区画部分の各火災室ごとに、前号ニの規定によつて計算した時間が経過した時における当該火

災室において発生した火災により生じた煙又はガスの当該区画部分の各居室（当該火災室を除く。）

及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さ

を、当該区画部分の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

二 当該区画部分の各火災室についてハの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

第一百二十九条第一項中「前条」を「第一百二十八条の五」に改め、同条第二項中「室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。以下この条及び次条において「火災室」という。）」を「火災室」に、「含む。以下この条」を「含む。次項第一号ニ」に、「すべて」を「全て」に改め、「（避難階又は地上に通ずるものに限り、避難階にあつては地上。以下この条において同じ。）」を削り、「までの避難」の下に「（避難階にあつては、地上までの避難）」を、「各居室から直通階段」の下に「（避難階にあつては、地上。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の「階避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

一 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを当

該階からの避難に要する時間に基づき検証する方法

- イ 当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、当該居室及び当該居室を通りなければ避難することができない建築物の部分（以下このイにおいて「当該居室等」という。）の用途及び床面積の合計、当該居室等の各部分から当該居室の出口（当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。）の一に至る歩行距離、当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口（当該居室の出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ロ 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するためには、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設けられた排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ハ 当該階の各居室についてイの規定によつて計算した時間が、ロの規定によつて計算した時間を超え

ないことを確かめること。

- 二 当該階の各火災室ごとに、階に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間を、当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下この二において「当該階の各室等」という。）の用途及び床面積、当該階の各室等の各部分から直通階段への出口の一に至る歩行距離並びに当該階の各室等の出口（直通階段に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
ホ 当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するためには、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
ヘ 当該階の各火災室について二の規定によつて計算した時間が、ホの規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

二　次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

イ　当該階の各居室ごとに、前号イの規定によつて計算した時間が経過した時における当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ　当該階の各居室についてイの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

ハ　当該階の各火災室ごとに、前号ニの規定によつて計算した時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さを、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により

計算すること。

二 当該階の各火災室についてハの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

第一百二十九条の二第一項中「第一百十二条第六項、第十項から第十二項まで及び第十七項」を「第一百十二条第七項、第十一項から第十三項まで及び第十八項」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項第一号ロ」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の「全館避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。

一 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物からの避難が安全に行われることを当該建築物からの避難に要する時間に基づき検証する方法

イ 各階が、前条第二項に規定する階避難安全性能を有することについて、同条第三項第一号に定めるところにより確かめること。

ロ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、当該建築物の各室の用途及び床面積、当該建築

物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するためには要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ニ 当該建築物の各階における各火災室について口の規定によつて計算した時間が、ハの規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

一 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

イ 各階が、前条第二項に規定する階避難安全性能を有することについて、同条第三項第二号に定めるところにより確かめること。

ロ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、前号ロの規定によつて計算した時間が経過した時ににおける当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの階段の部分及び当該階の直上階以上の各階における高さを、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消防設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ 当該建築物の各階における各火災室についてロの規定によつて計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。

第一百二十九条の二の四第一項第七号中「第一百十二条第十九項」を「第一百十二条第二十項」に改め、同号ハ中「第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項）を「第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項）」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項（同条第七項）を「同条第十項（同条第八項）に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第一百二十九条の十三の二第三号中「第一百十二条第十八項第一号イ」を「第一百十二条第十九項第一号イ」に

改める。

第一百三十六条の二の十一第二号の表(一)の項中「第十一項ただし書、第十八項及び第二十項」を「第十二項ただし書、第十九項及び第二十一項」に改める。

第一百三十六条の九中「^た第一百二十六条の二第二項」を「第一百二十六条の二第二項第一号」に改め、同条第一号ニ中「堆肥舎」を「堆肥舎」に改める。

第一百三十七条の十四第三号中「建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された」を「第一百二十六条の二第二項各号に掲げる建築物の」に改め、同号イ及びロを削る。

第一百四十四条第一項第三号ロ中「おそれのない構造」を「おそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」に改め、同項第四号中「居る」を「いる」に改める。

第一百四十五条第一項第二号イ中「第一百十二条第十八項第一号イ」を「第一百十二条第十九項第一号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(国土交通大臣の認定に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にこの政令による改正前の建築基準法施行令第百二十六条の二第二項又は第百三十七条の十四第三号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備は、この政令による改正後の建築基準法施行令第百二十六条の二第二項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法施行令の一部改正)

第四条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の四十三第三項第三号中「第一百十二条第十項」を「第一百十二条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

理 由

社会経済情勢の変化に鑑み、構造計算適合判定資格者検定に係る手数料の額を改定するとともに、建築物の防火及び避難並びに遊戯施設の構造に関する規制の合理化等を図るため、関係規定の見直しを行う必要があるからである。